

	質 問	回 答
1	活動基盤づくりとは何か。	「人材」や「資金」など、NPO法人の活動基盤の土台を固め、成長を後押しし、持続的なNPO活動の基盤づくりのための取組です。
2	NPO活動基盤づくり補助金とは何か。	神奈川県的一般財源を活用し、設立から10年以内のNPO法人に対し、活動基盤づくりにかかる費用(最大30万円)を約70団体へ支援します。
3	応募するために必要な費用は補助対象経費となるか。	補助対象となりません。
4	申請時点で、設立から10年以内とは具体的にいつからか。	平成26年6月以降に設立の登記をした全ての法人と、平成26年5月に設立の登記をした法人のうち、次の法人。 例えば、令和6年5月10日に申請する場合、平成26年5月10日以降に設立の登記をした法人は申請できますが、平成26年5月9日以前に設立の登記をした法人は申請の対象外となります。
5	設立から2か月の法人だが、申請対象になるか。	申請時点で、設立登記をしているNPO法人であれば対象になります。
6	交付決定、不交付決定はどのように通知されるか。	交付申請書(第1号様式)に記載したメールアドレス宛に審査結果を通知します。
7	外部委託によるホームページ作成費用は、補助対象経費になるか。	補助対象経費となりますが、補助事業の全てを委託する場合、その事業は補助対象となりません。
8	申請前に支払いを終えている研修の受講料は、補助対象経費になるか。	交付決定前に支払いを終えている経費は補助対象となりません。
9	広報活動のためチラシを作成したいが、補助対象経費になるか。	補助対象となります。
10	新規スタッフを募集するための求人サイトやタウン誌への掲載費用は、補助対象経費になるか。	補助対象となります。
11	機器のリースについて、契約期間が1年単位だが、1年分の費用が補助対象となるか。	1年分の費用は対象となりません。 例えば、8月に1年分のリース契約を行った場合、8月から3月までの8か月分の費用が補助対象となります。